

令和7年6月定例会（とやま市議会だよりNo. 87）

常任委員会（予算決算委員会）（市議会だより4ページ）

7年度富山市一般会計補正予算など6件については、いずれも原案のとおり「可決」した。

・総務環境分科会

7年度富山市一般会計補正予算2件について、審査した。

企業・団体向け脱炭素化設備等導入補助事業

委員 本事業は2050年までのカーボンニュートラル実現に資する事業だと思うが、どのような周知方法を考えているのか。

市 本事業は、本市が5年度から企業向けに実施している脱炭素セミナーの参加を補助要件としている。これまでのセミナー参加者への直接周知や、7年8月に開催予定のセミナーの案内と併せて、本事業の案内を実施する予定としている。

加えて、市およびチームとやましのホームページでの周知のほか、今年度のセミナーに協力いただく金融機関からも周知いただけることになっている。

委員 本事業による効果と申請件数をどのように見込んでいるのか。

市 省エネ診断は中小企業・団体等の脱炭素経営のきっかけになるものと考えており、省エネ設備を導入することで、年間1トン以上のCO₂排出量の削減を見込んでいる。また、5年度、6年度のセミナーで20社弱に参加いただいており、ある程度の需要はあると考えている。

・厚生分科会

7年度富山市一般会計補正予算など3件について、審査した。

鎮魂花火実施事業

委員 本事業は、民間事業者が実施している納涼花火において、戦後80年を機に鎮魂花火を打ち上げるとのことだが、民間事業者に補助金を出すというもののなのか。

市 本事業は、地元新聞社が実施する納涼花火の皮切りとして、富山市民感謝と誓いのつどい実行委員会が鎮魂花火を1発打ち上げるものである。実行委員会に対して補助を行うもので、地元新聞社に補助を行うものではない。

・経済教育分科会

7年度富山市一般会計補正予算など3件について、審査した。

メタバース活用事業

委員 本事業を利用する児童生徒は何人と想定しているのか。

市 現在、最大500名までアカウントを登録できるシステムを考えているが、先行して実施している自治体を見ると、常時接続は最大で10名程度と想定している。

委員 今回、本事業に対応する会計年度任用職員を1名配置するとあるが、メタバースを利用する児童生徒を10名程度と想定しているのであれば、教育相談等に対応する職員は1名でよいと思うが、想定を超えた場合は、対応できないのではないのか。

また、利用する児童生徒がメタバース上の空間に入った際に対応されないことでショックを受けて、今後メタバースを利用しなくなることも考えられる。メタバースでの相談に対応する職員は1名で問題ないのか。

市 本事業については、学校現場から教育センターの電話相談対応として派遣されている指導主事を、今年度から1名増員していることから、開設時にメタバースに対応する職員としては2名体制でスタートしたいと考えている。また、必要に応じて、臨床心理士等も対応できる体制を取っていきたいと考えている。

・建設分科会

7年度富山市一般会計補正予算など4件について、審査した。

地域拠点等動的データ分析事業

委員 人流等分析システムによる動的データを活用するとのことだが、具体的にどのようなデータを取得することができるのか。

市 スマートフォン等のGPS位置情報を用いた動的データを活用するもので、例えば鉄道駅や商業施設などを登録することで、その施設の利用者数、性別、年齢構成、居住地などに加え、周辺道路における自動車交通量についても把握することができる。

また、このような動的データは最大で5年間さかのぼって取得することができる。

常任委員会（部門別常任委員会）（市議会だより 5 ページ）

<総務環境委員会>

富山市駐車場条例の一部を改正する条例制定の件など 7 件については、いずれも原案のとおり「可決」した。

また、陳情 3 件については、「不採択」すべきものと決した。

富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件

反対討論 本条例改正案は、市中心部の高度利用地区において、市街地再開発事業により都市再開発法に定める都市計画に適合し、9 年 3 月 31 日までに建築された耐火建築物について、権利床に加え、保留床についても固定資産税を減額対象とするものである。

今回対象となる再開発ビルは中央通り D 北地区市街地再開発事業とのことだが、この再開発事業には 9 億 3 千万円の補助金が交付される予定となっている。

また、保留床への軽減措置は義務ではない。

再開発のマンション業者や、高額なマンションを購入する人に対しての過剰な支援となる。

賛成討論 今回の条例改正は、地方税法附則の改正に伴い、再開発事業における保留床についても固定資産税の減額措置が講じられるものであり、また、権利床に係る固定資産税の減税措置の適用期限の延長も相まって、再開発事業の確実な実施を後押しするものである。

条例改正による中心市街地の魅力向上、活力創出、さらに経済効果などの相乗効果は多岐にわたることが期待される。

賛成討論 市町村合併から 20 年たつが、合併当時から中心市街地の空洞化対策を国のほうでも進めてきた。この 20 年でその成果は実証されてきており、中央通り D 北地区市街地再開発事業だけを取り上げて反対するというのは理由に合わない。

結果 可決すべきものと決した。

公共事業における使用機材の納税確認体制の整備に関する陳情

市 小型特殊自動車は所有形態が自己所有やリースなど一律ではなく、納税義務者が所有者または使用者となっていることから、賦課期日時点の納税義務者を特定することが困難であり、課税には納税義務者からの申告が必須である。

また、富山市市税条例では、所有者等が申告時に交付を受けた標識（ナンバ

ープレート）は、車体の見やすい箇所に常に取り付けなければならないとしているものの、標識を取り付けていない場合があり、標識の有無だけでは申告、納税の有無を判断することは困難である。

以上のことから、納税義務者が申告の義務を果たすことが大前提であり、このことは公共事業の受注者にとどまらない。

本市では、富山市市税条例において小型特殊自動車の所有者等が果たすべき義務を規定していることや、公共事業の入札参加資格審査の申請手続きに際し、「富山市建設工事競争入札参加資格者選定要綱」等において市税の滞納がないことを明記し、また周知していることから、公共事業の受注者に対する使用機材の新たな納税確認の体制整備は考えていない。

結果 不採択すべきものと決した。

小型特殊自動車に係る課税の適正化及び市民協力制度（協力金制度）導入の提案に関する陳情

市 本市では、小型特殊自動車を含む軽自動車等の所有者または使用者に対し、申告が義務であることを広報することが重要であると考え、平成２７年度以降、市ホームページや市広報を活用して広く広報し、申告を促してきたところであり、その結果、広報とやまへの掲載後である平成２８年度の小型特殊自動車の登録台数は、掲載前の平成２７年度より１５０台余り増加し、その後も毎年コンスタントに伸びているところであり、広報活動による効果が一定程度あったものと考えている。

軽自動車税は所有者又は使用者からの申告により課税される制度であることから、今後も、所有者等に申告の義務を果たしてもらうよう、継続して周知、啓発を行うとともに、税理士会等の関係団体とも協力して、さらなる課税の適正化に努めていきたいと考えている。

なお、市民からの情報提供や協力金の支給については、法的根拠が明確でなく、課税にあたっては納税義務者からの申告が必要であることから、考えていない。

結果 不採択すべきものと決した。

個人情報保護法に基づく必要最小限の情報収集の徹底および全庁的な運用点検に関する陳情

市 陳情事項１点目の個人情報保護法の規定に基づき、富山市における全庁的な情報収集・管理実態の再点検を実施することについては、まず、全庁的な情報収集については、５年４月の個人情報保護法の改正以前から、市の各機関における「個人情報取扱事務」を開始、変更および廃止しようとするときには、

市長に届け出ることとし、届出事項の目録を作成し、公表している。

また、改正個人情報保護法第75条で新たに義務付けられた、各機関が保有している一定規模以上の個人情報ファイルの利用目的や記録項目、利用方法などを記載した「個人情報ファイル簿」の作成および公表についても、あわせて実施している。

次に、全庁的な管理実態の点検等についても、法改正以前から「富山市情報セキュリティポリシー」に基づき、毎年度、35所属程度を対象として、情報セキュリティ内部監査を実施し、業務の評価や見直しを行っている。

そのほか、改正個人情報保護法第66条で新たに義務付けられた安全管理措置として、本市の安全管理規程を定め、毎年度、各所属の個人情報等の管理の状況についての自己点検を実施している。

陳情事項2点目の「必要最小限の情報収集」に対する職員の理解を深めるための研修・周知を徹底することについては、階層別基本研修において、個人情報保護制度に関する科目を実施している。

また、個人情報取扱事務に従事する職員を対象に、2年に一度「情報セキュリティ・個人情報保護研修」を実施しているほか、制度の改正や取り扱いに変更があった場合には、その都度、職員へ通知し、周知を図るなど、これまでも適切に実施している。

陳情事項3点目の情報収集にあたっては、利用目的を明示した上で、市民に不要な個人情報の提供を求めない制度運用とすることについては、市ホームページでは、従来から、個人情報取扱方針について、プライバシーポリシーとして一括して明示し、特に個人情報の使用については「氏名・住所・メールアドレス等の内容については、返信や確認のための認証識別のためにのみ使わせていただきます。」と記載しており、利用目的を明示し、必要最小限の情報の保有に努めてきた。

そのため、陳情書に記載のある「業務上の必要性が乏しいにもかかわらず、個人を特定し得る情報（氏名・住所・電話番号等）を収集しているケース」にあたるとは考えていない。

したがって、市民協働相談課が所管する問い合わせフォーム「市民の声」においては、市民の方々から、市政への貴重な意見や要望をお寄せいただく業務目的に変更がないことから、入力項目はこれまでと変えていないが、今回、市民の方から寄せられた意見を参考に、利用目的を改めて強調するなどの対応を行った。

今後も、法の趣旨に鑑み、制度の適正な運用に努めていく。

結果 不採択すべきものと決した。

【所管部局からの報告事項】

○企画管理部

- ・オリジナルロゴマーク
- ・使用料（営利加算分）の請求漏れ

<厚生委員会>

富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件など4件については、いずれも原案のとおり「可決」した。

また、陳情1件については、「不採択」すべきものと決した。

あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情

市 国が策定したガイドラインでは、広告規制の対象範囲、広告可能な事項、禁止される広告の例示のほか、無資格者の行為に関する広告についても、不当に誘引する虚偽、誇大な内容など広告に掲載すべきでない事項などが示されている。

また、広告違反の指導および措置については、行政の担当部署は、通報に基づき違反の疑いのある広告等を発見した際には、必要な調査を行い、法やガイドラインに違反する場合は、広告の中止や内容の是正といった行政指導等を行うこととされており、従わない場合は、警察への告発を検討することとされている。

なお、このガイドラインについては、県から県鍼灸^{しんきゅう}マッサージ師会や県柔道整復師会に通知されており、本市でも市ホームページにガイドラインを掲載し、あわせて施術所の広告に関する相談窓口として保健所地域健康課の連絡先を掲載しているところである。

本市においては、これまで、施術所の開設者から広告に関する相談があった際には、その内容を確認し、広告不可事項等を掲載しないよう指導し、不適切な広告を発見した場合には、改善指導を行ってきたところであり、今後も、法令およびガイドラインにのっとり、厳正に対応したいと考えている。

委員 陳情には、通報対応だけではなく一斉点検を実施してほしいとあるが、通報なしで指導することはできるのか。

市 通報による対応だけではなく、実際に広告を目にして指導するケースなどもあるが、あはき・柔整の施術所は400カ所以上あることに加え、広告は看板以外にも、チラシや新聞、雑誌に掲載されるものなど膨大な量があることから、一斉点検については難しいと考えている。

反対討論 本陳情については、市保健所が十分な対応を行っていることが確認できた。

すでに願意は達成されているため、採択することは望ましくない。

結果 不採択すべきものと決した。

＜経済教育委員会＞

工事請負契約締結の件（山室中部公民館移転改築工事）など2件については、いずれも原案のとおり「可決」した。

また、陳情1件については、「不採択」すべきものと決した。

市民意見受付制度における個人情報入力要件の運用見直しと再発防止に関する陳情

市 陳情事項1点目の意見受付制度に関する運用実態の再点検の実施について、富山市立図書館のホームページ内に設けている問い合わせフォームの入力内容に対する意見を踏まえ、図書館に限らず、各施設が運営するホームページについても再点検するよう指示し、問い合わせフォームで氏名等の個人情報の入力が必要としている場合、改めてその範囲や必要性の再点検を実施している。

次に、2点目の他の教育機関や所属部門においても確認し、改善が必要な場合は早急に是正を図ることについて、再点検の結果、富山市立図書館のホームページ以外にも、同様の見直しを必要とする問い合わせフォームが確認されたため、速やかに改修している。

次に、3点目の個人情報の取り扱いおよび市民の意見表明に関する人権的・法的視点について全ての職員に対する研修および周知徹底を行うことについて、本市ではさまざまな機会を捉えて職員に対し個人情報の保護や適切な取り扱いなどに対する理解の促進に努めてきたことに加え、教育委員会では、本年度、部局内で情報セキュリティに関する研修を実施したところであり、引き続き、職員一人一人の理解と意識の醸成に努めていきたいと考えている。

次に、4点目の意見受付制度の設計にあたっては、市民の権利保障を出発点とし、誰もが安心して意見を寄せられる仕組みを整備することについて、本市が保有する情報資産の中でも特に個人情報は、富山市情報セキュリティポリシーにおいて重要情報と位置付けられ、取得や保有、利用、提供などにおいては、個人情報保護法等の関係法令を踏まえて適切な対応が求められており、富山市立図書館の問い合わせフォームでは利用目的を明示し、業務に必要最小限の情報の保有として、これまで取り扱っている。

しかしながら、今回、市民からの意見を踏まえ、改めて検討したところ、問い合わせフォームに寄せられる内容は、主に施設の利用等に関することであり、回答方法はメールや電話に限定していることから、相手の求める回答方法にあわせて、連絡先を任意の入力項目に変更したところである。

個人情報の取り扱いについては、引き続き、法の趣旨を踏まえ細心の注意を払いながら適切な対応に努めていきたいと考えている。

結果 不採択すべきものと決した。

【所管部局からの報告事項】

○教育委員会

・月岡幼稚園および月岡保育所の統合に係る今後の日程等

<建設委員会>

富山市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件など3件については、いずれも原案のとおり「可決」した。

また、陳情2件については、「不採択」すべきものと決した。

建造請負契約締結の件（消防艇建造）

委員 新たに建造する消防艇の性能について、現在の消防艇や他の自治体が所有している消防艇と比較し、どのような評価をしているのか。

市 現在の消防艇が総トン数35トンであるのに対し、新たに建造する消防艇は19トン級と小型化することにより、迅速性と機動性を図ることとしている。

また、現在の消防艇の推進器はプロペラ式だが、ウォータージェット式とすることで、最高速力が時速33キロメートルから時速55キロメートルとなり、災害現場への到着時間を短縮できると考えられる。

加えて、航海機器についても、現在の消防艇にはない最新の装備を搭載することにより、安全な運航が図られると考えている。

さらに、波や風の影響下でもGPSにより自動で船舶の位置を維持することができる定点維持装置を取り付けることとしている。

所有者不明橋梁の安全対策と市民への情報提供に関する陳情

市 初めに、陳情事項1点目の所有者不明の橋梁に対して、暫定的な安全点検または通行制限等の安全措置を講じることについて、本市は河川法に基づき、水が正常に流れるように維持されているかなどの観点から河川を管理しており、橋梁の管理はその所有者が行うべきものである。

しかし、所有者不明の橋梁を放置することは市民の安全にも関わる事案でもあることから、河川パトロールの際に、本市が管理していない橋梁についても目視による安全確認を行っており、危険性が明らかな橋梁については地元関係者と協議の上、通行止めなどの措置や地元への周知を既に行っていると

ころである。

次に、陳情事項２点目の所有者特定に向けた調査の具体的スケジュールを策定し公表することについて、本市の準用河川の大部分は、土地改良区が整備・維持管理を行っていたものであり、既に一部の土地改良区と協力しながら橋梁の所有者の特定に向けた作業を進めているところではあるが、用途が不明なものについては所有者を特定するための資料が少なく、特定作業は難航するものと考えている。そのため、いつまでに調査を完了させるかの具体的なスケジュールを策定することは困難であると考えている。

最後に、陳情事項３点目の橋梁に関する安全情報および対応の進捗状況を市民に広く周知する体制を整備することについて、所有者不明の橋梁は交通量がかなり限られており、市民に広く周知する体制の整備までは必要はないと考えている。そのため、通行止めなどの措置を講じる必要がある場合はこれまでどおり、地元町内会などを通じて住民に周知するなど、情報が必要な方に周知していきたいと考えている。

結果 不採択すべきものと決した。

映像表示装置（デジタルサイネージ、ＬＥＤビジョン等）設置についての屋外広告物条例改正の陳情

市 大型ＬＥＤビジョンを含む映像表示装置は、表示する広告物を変化させることができるため、一般的な広告物と同様の基準だけでは判断しづらい部分もあることから、５年４月に改定した富山市景観まちづくり計画において、明るさを抑えるよう努めることや、過剰な動光や点滅は控えるよう努めることなどの新たな基準を定めたところである。

陳情にある大型ＬＥＤビジョンについては、新たに設けた基準に基づき事業者に対して指導を行っており、周辺住民と事業者との話し合いの結果、消灯時刻を早めたり、明るさについても環境省の光害対策ガイドラインの指針値を大きく下回るよう変更したりするなど、できる限りの対応がなされている状況である。

現行の条例の運用に基づく事業者への指導により十分な対応が図られていることから、条例改正による映像表示装置に関する新たな上乗せ基準や審査会による審議については、現時点において必要とは考えていない。

委員 今後、住居が近隣にある場所での大型ＬＥＤビジョンの設置申請があった場合、どのように対応していくのか。

市 事業者に対しては、講習会の機会等を活用し新たな基準のさらなる周知に努めることで、明るさや動光、点滅などに配慮されるよう理解を求めたいと考えている。

結果 不採択すべきものと決した。

【所管部局からの報告事項】

○上下水道局

- ・ 契約金額 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事請負契約